

## へき地診療所の新規指定について

## 1 目的

無医地区等において診療所を整備、運営することにより、地域住民の医療を確保する

## 2 指定予定の診療所

診療所名：南山城村診療所（仮） ※村唯一の診療所から承継予定

開設者：医療法人社団恵心会

場所：京都府相楽郡南山城村北大河原小字殿田 106 番地

診療科：内科、外科、小児科（承継前から外科を追加）

## 3 指定基準（厚生労働省へき地保健医療対策実施要綱）

要件	指定基準の内容	新設予定の診療所
ア	おおむね半径 4 km の区域内に他に医療機関がない	○ (8.33km)
イ	上記区域内の人口が原則 1,000 人以上	○ (1,889 人)
ウ	最寄医療機関まで通常の交通機関又は徒歩で 30 分以上	○ (31 分)

## 4 対応

新たに承継される診療所は、指定基準を満たすため、事業承継後にへき地診療所に指定することとする

<参考> 京都府保健医療計画におけるへき地医療の現状の更新

変更事項	変更前	変更後
へき地診療所の数	府内に 17 箇所	府内に 18 箇所
無医地区等の数	山城南 2 地区 合計 14 地区	山城南 3 地区 合計 15 地区

※北大河原地区を無医地区に準じる地区（準無医地区）に追加